

## 岩倉市入札契約審査委員会規程

(設置)

第1条 岩倉市が発注する工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約に係る入札及び契約の手續等に関する事項の審査等を行うため、岩倉市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札制度及び契約制度に関すること。
- (2) 競争入札に参加しようとする者の格付に関すること。
- (3) 共同企業体の資格格付に関すること。
- (4) 指名業者の決定に関すること。
- (5) 一般競争入札における入札参加の条件に関すること。
- (6) 総合評価競争入札に関すること。
- (7) 競争入札に参加する資格を有する者の指名停止に関すること。
- (8) その他入札及び契約に関し、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、8人の委員をもって組織する。

2 委員は、副市長、総務部長、健康福祉部長、建設部長、教育こども未来部長、建設部都市整備課長、建設部維持管理課長及び建設部上下水道課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、毎週水曜日に開催する。ただし、休日その他やむを得ない理由のあるときは変更することができる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず委員会を招集することができる。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の全員で決する。
- 6 委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(付議手續)

第6条 総務部行政課長は、委員会に付議する事項があるときは、別に定める基準によ

り、必要な資料を委員会に提出しなければならない。

(説明の要求)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し説明を求めることができる。

(秘密の厳守)

第8条 委員会は、秘密会議とし、委員及び事務担当者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年訓令第8号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年訓令第9号)

この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年訓令第9号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年訓令第8号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第5号)

この訓令は、平成29年9月4日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(岩倉市指名請負業者資格格付審査委員会規程の廃止)

2 岩倉市指名請負業者資格格付審査委員会規程(昭和57年岩倉市訓令第5号)は

廃止する。

附 則（令和2年訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。